



Q 後期高齢者医療制度は廃止を

A 廃止を求める考えはない

松村 和子 議員

質問一 後期高齢者医療制度に対する市長の見解を。

二 保険料は2年に一度見直し、値上げされると思われるが。

三 健康診断を行政の義務から外し、「かかりつけ医」医師を1人に限定し「定額制」にしていくと、医療はどう受けられるのか。

四 保険料を滞納した場合の資格証明書の発行について。

五 国に対して後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて。

答弁（市長） 一 この制度は、まだ創設されたばかりの制度であり、国民皆保険制度の下、誰もが安心して医療が受けられる医療制度を実現し、持続可能なものとしていくための医療制度改革と考える。

二 埼玉県後期高齢者医療広域連合で決定することになっている。

三 健康診断は高齢者の住所地で受診ができ、医療は今までと同様の医療を受けることができる。

四 保険料の滞納を減らすことを目的とし広域連合で決定する。

五 急速な高齢化による医療費の増大が見込まれることから、国民皆保険を維持していくための制度と考へ、廃止は求めない。

◎その他の質問

一 入れ歯回収ボックスの設置を

二 地産地消推進と自給率向上を

Q

市の財政と市民協働について

A

サポート事業を展開している

長谷川 清 議員

質問一 施設等の維持管理は。

二 街路樹の維持管理について。

三 公園の樹木の管理について。

四 施設の清掃、樹木の管理は。

五 市有地の雑草の除去について。

答弁（市長） 一 学校・公民館では児童生徒、保護者、利用団体や地域住民によるご協力をいただく

ている。公共施設の維持管理は行政が担うべきだが、市民に身近な公共施設の状況を知っていただき、市民の発意でのご協力は本当の意味で親しみのある市民施設になるために重要である。

二 市では、市民との協働という観点から平成18年度から道路、水



花づくりボランティア等による花植え

辺のサポート事業を導入し、一部の道路で市民により落ち葉清掃、植樹ます等の花植えや除草を行っている。提供しており、その作業に必要な用具を提供している。街路樹の管理についても検討したい。

三 19年度から公園等のサポート事業を行っており、必要な用具を提供している。この事業で、樹木管理についても検討したい。

四 公共施設の清掃については、事務室内は職員で、各部屋は使用後の簡易清掃やごみ持ち帰りを利用者にお願している。

五 普通財産の市有地の除草は、市シルバー人材センターに発注している。